

加古川市上下水道局業務委託等に係る契約に関する事項の公表(随意契約)

主管課名	名称	契約業者名	契約金額 (税込)	契約日	契約の相手方を選定した理由
下水道課	加古川市公共下水道 全国特別重点調査業務委託(その1 優先実施)	有限会社兵庫つまり抜きセンター加古川営業所	6,600,000円	令和7年7月30日	<p>本業務は、下水道施設の調査業務であり、国土交通省の要請により令和7年7月末までに調査結果の報告を求められていることから、業務遂行に要する期間を考慮すると、早急に契約を締結する必要がある。よって、競争に付することができない緊急の必要があると判断した。</p> <p>加えて、契約相手方は現在、当該調査地区の既設管調査・清掃業務委託を受託しており、同一業者が一体的に業務を実施することで、現地調査の効率化や成果の整合性確保が期待され、業務の合理的な遂行につながる。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づき、随意契約により当該業務を実施するものである。</p>
下水道課	加古川市公共下水道 全国特別重点調査業務委託(その2 優先実施)	株式会社SIC	1,020,800円	令和7年7月22日	<p>本業務は、下水道施設の調査業務であり、国土交通省の要請により令和7年7月末までに調査結果の報告を求められていることから、業務遂行に要する期間を考慮すると、早急に契約を締結する必要がある。よって、競争に付することができない緊急の必要があると判断した。</p> <p>加えて、契約相手方は現在、当該調査地区の既設管調査・清掃業務委託を受託しており、同一業者が一体的に業務を実施することで、現地調査の効率化や成果の整合性確保が期待され、業務の合理的な遂行につながる。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づき、随意契約により当該業務を実施するものである。</p>